農 相 続 形

態

実態調査と検討

Щ

わたくしは一九五五年(昭和三〇年) から引きつづき農・山・漁村で実態調査をおこなっている。 この実態調査は主 は が

き

家

の

相

続形態

(4) (3) (2) (1)

嫁入財産の分与 独立資金の分与

独立資金・嫁入財産の分与と相続抛棄との内的関連性

は

き

問

題

の が

所在

農家の相続意識 新民法と農家相続

『均分相続』制と相続抛棄

相続抛棄の意味するもの

宮

澄

七七五

態

農

る内容を、 ことができるか。またどういう条件のもとでは、民衆の生活と意識から、はげしい抵抗をうけることになるのか。そ 度まで渗透しているかを、明らかにしてみたいという考えのもとに計画されたものである。 として新らしい民法とその精神とが、そうした場所での民衆の生活と意識とのなかに、どのようなかたちで、 ここでわたくしがとりくんでいる論題は、こうした企図のもとで計画された実態調査の成果のなかで、一つの問題だ もつ意味・役割を明らかにするであろうし、それによって生活と意識を変化させずにはおかないであろうから。 って成長するものではない。 して、この両者の相互関係はどうであるか等々である。いうまでもなく民衆の生活と意識とは、まっすぐな道をたど な問題についての足がかりをえるだろう。 生活そのもののなかに順応させていくことができるのである。現実の生活体験は、これまでの法律制度の それはいわばジクザクの道をたどり、はじめて現行の法律制度そのものにしめされてい すなわちどういう条件のもとでは、新らしい民法とその精神とが診透する それは同時につぎのよう いま

解しえた問題を実際にあてはめて検討して、じぶんたちの理解を検証してみようとすることから、計画されたのである。 もともとこの実態調査の特徴は、わたくしの担当しているゼミナール(宮川澄セミナール) の学生諸君が、 教室で理

けをわたくしなりに整理してみたものにすぎない。

そして、それは新らしい年度毎にゼミナールに参加されることになった学生諸君に引きつがれ、全体として『家族制

わたくし自身の興味をもつ問題点に限定して、 副産物ともいえるだろう。 度の実態研究』という広い視野からのテーマにまとめられている。この論文はいわばそのためになされた実態調査の の調査結果は、 立教大学の秋の立教祭にスライドや8ミリ映画の形式をとって参加し、そのつどパンフレットを刊行 もちろんこの論文自体は、 わたくしの責任でまとめたものである。学生諸君の手になるそれぞれ わたくしが学生諸君とともに参加し、 調査し、検討したものを、

を巣立ち、 夏の日ざかりに汗を流しながら部落から部落へと歩きまわったこと。また夜は調査資料をもちよって共同討論をなし たこと。そのときの苦しかったこと、楽しかったこと。それらはいまでは忘れ難い思い出となっている。 はいかに解体しているか――』(一九五七年一〇月)はいづれもそれである。 Ų (一九五七年一〇月)、『ある漁村の記録 調査結果の報告として発表されている。 い 、までは立派な社会人として、それぞれの産業部門で活躍されている学生諸君の姿が、 ─―漁村の民主化は進んでいるか──―』(一九五八年一○月)、 『売春』(一九五五年一〇月)、『結婚』(一九五六年一〇月)、『男女同権』 この論文をまとめながら、 『作谷沢 眼に浮んでくるよ それぞれ ゼミ 一家族制 ナー での年の

問題の所

在

うである。

礎をなしてい つまり『家産』の承継はどういう形態をとってなされるものだろうかということである。これは農業生産の物質的基 くずれざるをえない宿命をおわされている。こういう事態のもとで、いったい農家相続はどうなっているのだろう。 ていることを意味している。 これは日本の農業経営に資本主義的諸関係 ではありえないこと。こういう一般的命題を前提として、日本の農家経営にはいちぢるしい急速な変化が生じている。 が、これまでの人々の社会関係にいちぢるしい変化をあたえたこと。 さて、この論文はつぎのような問題意識につらぬかれている。それはなによりも、こんにちの日本資本主義の発展 .る土地やその他の生産要具の相続形態が、こんにちのこの農家経営のおかれている条件のもとで、 だから、 これまでのおくれたかたちでの、自給自足的な農業生産関係はくずれさり、また ――資本主義的農業生産・小商品生産――が多かれすくなかれもちこまれ したがって農村においても、 けっしてその例 現実

七七七

家

の相続形

熊

る。 だから相 について要求している原理的要求そのものと、 らいわば農業生産の近代化 にどのように変化 それを方向づけるかを認識しようとするのである。 、民法 相続関係はそれを前提として、 続制度は個人法的に構成され、 (相続法) Ų のとる均分相続制との関係についての考察を導くだろうからである。この論文はそうした視角 変化するかという事実についての問題なのである。 ——資本主義的生産 遺産の帰属・分配関係を定めているのである。 独立の主体としての家族員 まったく同一の原理的要求を、 小商品生産の渗透 新らしい民法 (市民) が、 (相続法) なぜならばこれはとう然のことながら、 から構成されたものとして形成されて 『家産』分割にたいしてどのように 相続関係にも貫徹しようとしてい はいうまでもなく市民法が財産関係 そこでは『均分相続』 制はとう然 作用 カュ

のこととして創出されている。

とは、 律制度のうえで廃止したのである。 からである。 主義の発展という現実の諸関係 て存在してきた家族共同体は、 としているの される農家経営そのものから生まれる『家産』的意識との矛盾が、どのように解決されているか、 いうまでもなく家族共同体としての農家そのものである。こんにちではこれまで半封建的家父長制による わたくしは現行の法律制度のとっている『家産』分割についての均分制と、 家 それは個 制度を法律制度として廃止したという事実だけではできないだろう。 かという点について理解したいと考える。 人法的な相続制を論理的に成立させる基盤となってくる。 事実の面からも、 が、 ところが農家がもちつづけてきた『家』的観念形態を、 これまでの同族的 法律の面からも、二重の意味で解体を強制されている。 結合の紐帯としての 般論からすれば、 『家』 かかる事実関係と法律関係の結節点は、 そのことによって規制的作用をおよぼ そのものの存立基盤を、 だから新しい民法は ふるい 『家』制度的な観念形態は いっぺんにときはなすこ また解決されよう 喪失させる それは資本 『家』とし 制度を法

としての『家』意識がみうけられる。だから二・三男はいつまでも紐つき労働者として、工場や商店に出稼ぎにいく は親や長兄の世話にならなければならないという生活上の不安からでているようである。 形県東村山郡山辺町作谷沢の実例でも、農業経営の不足を補うために、二・三男がえた収入の多くを家計補助費とし によって、現実のものとはならないのである。 て二・三男に支持されるはづの『均分相続』制が、この扶養関係を基盤とする『家産』の維持が正当化されること は収容できないし、 りどころとして最終的には『家』が意識されている。 に強固な扶養関係はときほぐされ、それぞれの家族員は、次第にバラバラに切りはなさらてしまう。 のとして、扶養関係による同族結合がある。資本主義的収奪の強化は農家経営を圧迫しているので、これまでのよう こんにちでも農家に根づよく残されている。 家族共同体の収入の中に混入させてしまっていることでも理解できる。その理由としては、失業や疾病のときに また農村での労働市場も、それほど広くはない。だとすれば農家相続にとって、 ではこの矛盾はどう解決されるのか。 たとえばわたくしが一九五九年(昭和三十四年)八月に実態調査した山 しかも二・三男が農業経営として独立するには、 さらに『家』意識を農家に残すも つまりそこには扶養共同体 切実な要求とし しかし生活のよ 零細な農村で

らないだろう。 れわれが農家の相続形態を問題とするばあいの基礎として理解しておかなければならないことは、以上にとどま しかし実態調査によってえた資料をもととして、農家の相続形態の考察と検討をなそう。

程度で、家族共同体からの完全な独立ができないようである。

一 新民法と農家相続

新民法は一九四八年 (昭和二三年) 一月一日より施行された。その前年四月には『日本国憲法の施行に伴う民法の

家の

相続

形

態

七七九

л С

わゆる 日本の農業経営は破壊されるだろう。 情によっても支持されるという現象をともなっている。 零細化─→『家』(生活) の破壊という公式的・図式的な法論理に支えられて主張され、なお多くの農民の一般的な感 ような として『均分相続』制がすくなくとも法律制度としては要求された。ところが農家の相続形態について、これまで は廃止された。 農村の上層によって主張されているのであるが 農業生産の主要な生産手段である農地について、もしも『均分相続』制をとるならば、 応急措置に関する法律』 『単独相続』 『民法応急措置法』によって、日本国憲法の精神 と第五国会の政府提案『農業資産相続特例法案』 したがって相続についても『均分相続』制がとられていたわけである。 制の維持という要求が、 (昭和二二年法律七四号) が制定され、新民法施行までの経過法として機能していた。このい だから特例法を制定し、 総じて政治的意味をもって主張されてきた。 なのである。 (一二条・二四条) は、すでに家族関係に実現され、 『農家相続』についての特例を認めようとする第 が提出された事由は、 例外的措置をとることが必要だという主張· これである。 このときから農家の相続形態 日本の農地の零細化をきたし、 これは均分相続 その提案の 一国会 →農地 根拠は、 制 0

このような主張にたいして批判をくわえるために、これまでの単独相続制が、日本の社会・経済的条件のも

とで、 者の決定という意味で、 < の扶養関係 をもち、そういう必要性からうまれてくる。そこから生計の単位としての家族共同体の維持、つまり家族構成員相 どういうメカニズムを構成していたかを理解しておこう。 独相続』 が展開する。 制は、 『家』 農民的相続形態をなしていると思われる。これが第一の(1) この意味では の維持と結びついている。 『家』 は扶養共同体の別称である。 『家』 の維持は、 ごく簡単な要約にすぎないけれども。 このば 農業生産の維持・ あい 『家』 0)単独相 のもつ意味である。 ―→家計の維持という意 続は、 い わばその責任 いうまでもな 互

観念的な『家』(第二の意味) て、 念的に結びついて、 祀と結びついて、家督相続としての意味をもっている。 持ということである。 もつ第二の意味は、 『均分相続』 制について家計の困難という理由で、 『家』 『家名』 このためには経済的基礎をなす『家』 の維持というように一般的に理解されている。 が失われ、 の維持、 つまり村落共同体における身分階層秩序によって規定され 現実生活によって実際的な意味が強まっていると考えられ 否定的な解答がなされているが、これは上層農家を除外して、 これは地主的相続形態である。 の財産の維持が必要である。 だから、 われわれの実態調査 そして第一と第二の意味は だから家産の承継 れている の質問 は祖 先 の

憲法の施行に伴い民法が改正せられて家督相続が廃止され均分相続が行われることになったが、このことはそれをそ K 模が極めて零細なため、 であったことと、 認め、 五国会に、 人の指定または共同相続人の選定した者に帰属せしめることになる。この第一国会案は、『当時の経済状態が不安定 永小作権又は賃借権) 農業資産については、 子相続制度に関する法律案が提出された。これが第五国会案である。 零細化することに対しては、 農業資産 前記の第一国会案の特徴は、 あらためて『民法上の原則を維持しつつ、しかも農業経済の安定をはかろう』として、 (一反歩以上の面積の土地に於て耕作の業務を営む者が有し、 『憲法違反の疑いがある』という事由で審議未了となった。 を、 民法の均分相続の原則を排除しようとしている点にある。それは不分割相続を特定の相続人に 農業生産力の発展を図る上に於て大いに難点をなしている。 農業経営を承継する単独相続人に帰属させようとする。 可能な限り必要な対策を講ずることは極めて大切である。 『遺産の分割に因る農業資産の細分化を防止し、 農業その他の目的に供される土地の所有権、 その提案理由は『我国の農業は、 そのため一九四九年 だから相続人が数人あれ 従って経営規模が現状以上に更 農業経営の安定化を図るため』 この事に関連し、 農業資産に関する (昭和二四年)の第 その ば 地上権、 昨年新 被相続 経営規

農

家

の相

続

形

熊

る。 それ する ている(九条)。だが両案とも『農家相続』の特例を制度化しようと企図している点は、いづれも同一であった。 ては、後日の調査と研究にまつこととされた。もちろん第五国会案と第一国会案とのあいだには、 ている。 五国会案もけっきょく農業資産相続人以外の共同相続人にも、 のまま農地その他の農業資産の相続に適用することとなると、さなきだに過少な農家の農地等は更に細分化されるお 一分の一をあげている(一○条)。これに反し第五国会案は相続財産中農業資産のしめる割合について定めることにし は二反歩以上の農地を対象となしている(二条)。第二に第一国会案では農業資産相続人の特別相続分として、 がある。 こういう事由から反対された。しかしこのような農地相続についての特例法を立法化することは、家督相続の温存とな の具体的な決定については、 の安定を図るべき適当な措置を講ずる必要がある』 家父長制家制度を残すことともなる。こうして農村民主化の障害となるとして、ついにその具体的立法化につい しかし、 『法の前の平等の原則』と、第二四条二項の規定する相続についての『両性の平等の原則』に違反するだろう。 まず第一に第一国会案は、農業資産について一反歩以上の農地を対象としている(二条)。しかし第五国会案 そのため民法の規定している相続分を受ける権利を侵害するおそれがある。これは憲法第一四条 従って新憲法の精神と民法の制度に即応しつつ相続に起因する農業資産の細分化を防止して、 『民法による自己の相続分に応じて算定して得た額の範囲内』で補償を請求できることとし、 『農業資産相続人の農業経営の安定を害しないよう考慮しなければならない』と規定し (昭和二四年五月七日第五国会提案理由説明) 相続財産を価値的に均分することを認めようとしてい とされている。 かなりの点で相違 一項の規定 しかもそ

2 $\widehat{\mathbf{1}}$ 黒木三郎 加藤正男 農村と相続 家族法提要(法律文化社 -私法学会の調査を基点として-一九五九年一月)一三八ページ -(同志社法学 No.25 <一九五四年一二月>)三三~三四ペ-

3 松村勝治郎 農地相続について 農業法研究創刊号(農業法学会 一九五八年九月)四五ペーシ

| 農家の相続意識

分相続』制にたいして、農家自身がどのように対処しようとしているかをしる素材となる。 さて、農家そのものは『農家相続』のあるべき姿を、どのように意識しているだろうか。これは新民法のとる『均

							Ī
三九	六三	九		岡村	県端	Ш	香
Ŧi.	七五	一九	九九	城町	県安	知	愛
四三	五七	四	一〇四	泉町	県大	形	山
<u></u>	せせ	=	八九	巻町	県葛		岩
意見のないもの	長子相続し、その	ちもの とす	酒查戸数	地	査	調	

項目『相続について均分がよいと思うか長子相続制がよいと思うか』にたいしてなされた解答である。(4) 由となっているうたい文句が、農家自体に根強く残っていることを知ることができた。なお松村勝治郎氏の論文『農 はわれわれの戸別調査でもしばしば均分相続によって、 の秩序の変更による混乱を、できるだけさけたいという希望によって支持されているということであろう。このこと れまでの長子相続制が農家相続の形態として、やはり圧倒的な支持をえていることが解る。これは農家のい 『農地の零細化と農家生活の破壊』という前記法案の提出理 この表ではこ わば現存

この表は新民法が施行され直後の一九五〇年(昭和二五年) に近藤康男氏によってなされた農村調査の一つの調査

家の相続形態

農

農地の零細化の直接の原因となっている。 でもみられる地主の土地取上げや生活難による耕地放棄ないし耕地閣売買と、 主義の急激な発展によって引き起されるさまざまな現象である。それらは同一の物質的基盤にたっている。 地相続について』(農業法研究創刊号<一九五八年四月>)のなかで紹介されている大分県玖珠郡九重町の旧南山田村地 し、農村を黒い雲で覆っている階級分化、 入一〇%、その他条件づきを含めて単独相続がよいとするものが八三%であることを報告されている(同五四ペーシ)。 区でなされた実態調査(一九五七年八月)によると、均分相続について平等でよいとするものは僅か七%であり、 こんにち事実として存在している農地の零細化と農地の集中化、こんにちの日本のすみずみまで社会的規模で展開 いまこの農地の移動が激化していることを統計によって実証しよう。 中農の貧農化と貧農の脱農化、これらの一連の現象は、 農業労働力の不足による耕作の抛棄が、 いづれも日本資本 どの農村

所有権移転面積(最近の農地事情≪昭二九・六≫)

		昭	
		和	
	=	=	-
八	七	六	
年	年	年	
			自
四五	三九	二八町	作
(山下)	(五四)	(四七)%	地
			小
<u> </u>	(E	三二町	
(I+)	一	五 三 ※	地
六二 (100)	七二(100)	六〇(一〇〇)	計

としてなされているか。 とはいうまでもない。この点を明らかにするために別の統計をしめそう。 この表からだけでは明らかでないが、農地移動が中農の貧農への転落や貧農の脱農化が激増の要因となっているこ まだどの規模の農家において農地移動がなされているかが解ると思う。 つぎの表をみれば農地 農地移動は耕地面積 の移 動 がなにを原因

点に求めなければならないことを意味している。つまり『均分相続』制が農地移動の主要な要因となって事態が急激(5) れてしまうだろう。われわれはこうした主張がすぐれて政治的意味と企図をもったものであることを指摘せざるをえ における『単独相続』制によっても、けっして防止されえないという事実、したがって農地の零細化の原因を他の諸 がすくなければすくないほど、売却や土地取上げを原因となしている。だから農地移動という現象は、けっして相続 ない。それにもかかわらずこんにち農家経済の窮乏化という事実にもとずいて、かなり多くの農家によってそういう に深化したのだという論議は、科学的な資料にもとずく主張とはいえない。そういう主張は事実によってくつがえさ

農地移動の原因(昭和二六年度農地年報による)

主張が支持されていることをも指摘せざるをえいな。

0		- - - - -		-00	100		計	
			_ 力	力	_	他	0,	7
)		: - : ;) _) [. 1
九 ——		一 八	- 七			T	L	
五.		九	九	Ξ		家		分
四四		三〇	三五	三八	四五	て	えし	カュ
= 1		一九	<u>-</u> 10	二七	=	て	っ	売
二町町	- ·	一町・五町	五反~一町	三反₹五反	三反未満			

つぎの表は、 家 の わたくしが山形県山辺町作谷沢でなした調査結果である。これは『こんにちの法律では財産を子供た 相 続 形 態

こんにち『均分相続』制を支持しようとしている農家が存在していることである。この事実はたんに戦後のいわゆる ち全部で、同じようにわけることになっていますが、どう思いますか』という質問の集計である。これで解るように、

民主化ブームということだけでかたずけてしまうことのできない問題であると思う。

	==	二八〇	二七・五	%	
三八 一九	78	四七	四六	数	実

その耕地所有別を例示しておこう。 明らかにするために、調査結果をさらに下降的に分析してみよう。いま代表的なものと考えられるものをとりだし、 ている。つまり『均分相続』制はいわば階層的要求としての意味をもっていると考えられるからである。このことを なぜならば、わたくし達の実態調査によってえた『均分相続』制を支持する解答の多くは、貧農層によってなされ

I よいとするもの

山	办	自	
124	作	作	
	地	地	
林	畑田	畑田	
			A
		反	農
I	1.1	三	家
:			В
I	〇・五反	三三 反反	農
	反	٠.	家
			С
五町	1 [一八 反反 五	農
		故	家
			D
- 1	二	三一 反反	農
			家
			Е
1	一反	四二 反反	農
		八畝	家

山	小	自	
ш	作	作	
	地	地	
林	畑田	畑田	
			A
五	1 1	八七 反反	農
町			家
			В
0	1 1	七八 反反	農
町		三畝	家
			С
八町	11	五八 反反	農
			家
			D
六町エ	11	六四 反反	農
五. 反			家
			Е
五町	1 1	九七 反反	農
			家

ほかのわけかたがあるとするもの

П

山	小作	自 作	
林	地	地	
Ī	. 1 1	四三反反	A 農 家
一五町	ļĪ	七八	B 農 家
	[[三二反反	C農家
三町	一 反	二二反反	D 農 家
l	三	三二反反	E農家

が、 いだろうか。すくなくともこのことは農地のすくない貧農や中農が、つねに『単独相続』制を支持するという主張と あることが解るだろう。これは相続財産(家産) これらの表を比較すると、いわゆる中農の上層以上・とくに農地解放の対象からまったく除外された山林の所有者 いわゆる家産の『均分相続』制にたいして、否定的であることが解ると思う。そしてそれ以下の層では肯定的で をもたないことが『均分相続』制を肯定的たらしめているのではな

七八七

農 家 の 相 続 形 態

七八八

あろう。 (6) は、まさに正反対の傾向をしめしている。それとともにじぶん自身の労働力を売る以外には生きていけない貪農にと っては、地主農家のそれと比較してみて、『均分相続』制をうけいれる物質的基盤をもっていることの論拠となるで

出の子女の犠牲で解決されているように思われる。しかも前記の解答■〔そのほかのわけかたがある〕と答えたもの されなけれはならないし、そうした方法によって 『均分相続』 制の代替をなすという傾向性をもっている。 これは 水などのし方で、実質的には『単独相続』制の実をとっているということである。これが現行の法律制度と農家経営 現実は、たとえ新民法の規定する『均分相続』制を形式的にうけいれても、相続の抛棄や実際面での相続財産の不要 の解決を、すくなくとも法律形式にはかなったものとして解決しようと考えているわけであるから、この点の具体的 の耕地所有別をみると、いわゆる中農以上の層も含まれている。だから新民法のとっている『均分相続』制との矛盾 のちに述べる生前贈与的意味をもった二・三男の独立資金や他出する子女の嫁入財産の分与とともに、二・三男や他 の現実とのもつ矛盾の解決として、大いに役立てられているということである。両者の矛盾はなんらかのし方で解決 な分析を必要とするのではなかろうか。一方これを相続財産をえる相続人の立場から検討してみよう。ことに青年層 われわれは以上の理解とともに、つぎの点についても理解しなければならない。すなわち、こんにちの農家相続

-		ı
%	実	
	数	
<u>=</u>	六	ょ
五五		Ŵ
	<u> </u>	よくない
四 · ○	_	仕方がない
四六・〇	= 1	わからない
_	六	無
三 五		記入
100.0	四六	計

次男・三男の権利が次第に当然なものとして主張されるであろうと感じた。これは中農などもきっと考え方が変るに 記引用の論文のなかで近藤康男氏は、調査の結論としてつぎのように述べられた。すなわち『農村においては一般に、 か』であった。この表をみると被相続人となるべきものの立場とほぼ同一の結果となっていることが解る。かって前 による調査結果をしめすものである。質問事項は『長男が家を相続することが多いようですが、それをどう思います がどういう意識をもっているかを明らかにしておきたい。前記の表はわたくしの作谷沢青年団にたいするアンケート

相違ないと思った』と。

一七	二八	=	計
1]		二〇一二五五
五	=	===	一·五 一二 一
ニ六	四四	-0	一 〇 Ⅰ 一 五
六九	· <u>=</u>	五.	〇·五 Ⅰ 一·○
==	ı		○·三 ○·五
五	1	I	三 反 未 満
解放をうけただけ	解放し解放をうけた	解放しただけ	

後の農地解放によって、純農家三一七戸のうち一一七戸が解放によって自作農化した。このように農家の自作農化と この表はわれわれの実態調査した山辺町作谷沢における農地解放の実状をしめすものである。この表のように、戦 の食糧事情とによって、農業経営そのものの小商品生産化が進行していった。これにともなって、これまで農家

農家の相続形態

のもちつづけてきた意識にも変化が生じてきた。それは現実の生活そのものが人々の意識をかえるという一般的命題

活の基礎となっている農地にかじりつくことになる。これはとう然のことであり、切実な要求となってくるのはいう 感じない貧農や中農にとっても、 か(わけようとしていますか)』という質問事項にたいする解答を集計したものである。そのほとんどが『全部長男が までもない。 しつつある階層分化、中農の貧農層への転落と貧農の脱農化への危険に直面してみれば、それだけますます激しく生 の例外とはなりえないためである。ことに観念的な『家』の維持、つまり家柄や家格などを守ることに特別の必要を これをわたくしの別の調査結果からしめそう。 なお現実の生活共同体としての農家経営の維持を必要とする。それははげしく進行 つぎの表は 『あなたの家では財産をどうわけています

100	=	六		八九	%	
	=	七	Ξ	九八	数	実
計	その他	子供全部でわ	ことをする ・ とのために必要な ・ は独	全部長男がう		

うけつぐ』と主張していることが解るだろう。

えつつあることが解る。これは小商品生産者的な意識の形成という一つの側面ともなっている。 いう意識とに分解し、じょじょにではあるが後者の現実の生活共同体としての農家経営の基盤としての意識が、芽生 それと同時に『家』的意識は、観念的な『家』の維持という意識と、現実の生活共同体としての農家経営の維持と

- $\frac{1}{4}$ 近藤康男 農民の意識しているもの 改造三一巻六号(一九五〇年六月)八二ペーシ
- 5 加藤正男 農村と相続 同志社法学二五号 三八ページ・唄孝一、渡辺洋三 農村の相続形態(2) 法律時報二六巻九号

四~1

7

近藤康男

農民の意識しているもの

- 6 加藤正男 農村と相続—— -私法学会の調査を基点として--改造三一巻六号(一九五〇年六月)八二ペーシ~八三ペー -同志社法学 No. 25 昭和二九年一二月 四九ページ
- 『均分相続』 制と相続抛 棄

四

(1)

相続抛棄の意味するもの

明らかにされた。 とっているという実態を明らかにすることができた。これらの調査結果は 0 なった。 家相続はいままで通りの 調査した。その調査にもとずいて、農家の多くは民法で『均分相続』制をとっていることについて知っていることが にわたって、 実上で実現することになる『相続抛棄』についてふれておきたい。それは多くの論者によって指摘されているし、 た農家相続にとっても、 (農林省農政局)としてまとめられている。これによると農家相続は長男が単独相続し、 『相続抛棄』を実現し、 ここで問題を整理しておくために、これまで相続の一般的形態であった『単独相続』制を、 たとえこの 日本私法学会は全国的規模で純農家を中心に、 それにもかかわらず農家相続においては『相続抛棄』をしていることが明らかとなった。 『相続抛棄』という法律的手段によらなくとも、 多く利用されている法律手段となっているからである。 一九五一年 (昭和二六年) から三年間 『単独相続』 同一の結果をうみだしている。 をこの 『相続抛棄』 日本私法学会の実体調査は、 によって、 兼業農家、 共同相続人が相続財産の不要求によって事実上 すぐれて法律的に実現していることが明らかと 中小企業者、 『私法学会調査による「農家相続 サラリーマ 農家相続ではこのいづれ 他の共同相続人が相続抛棄す 現行法においてなお事 ンなどの相続実態を つまり農 の実体」』 かを ま

家 O

相

続

形

態

止されている実情にあると概括している。

七九二

るか、 遺産分割について要求しないことによって、事実上の相続抛棄をなしていること。こうして農地の零細化が防

か びつけて理解しなければならない。農家の相続形態が『単独相続』制への吸引力をもつとしても、それはけっ ければならない。それは多くの論者が指摘していることであるが、こんにち都市近郊の兼業農家などのばあいにみら は日本資本主義そのものに内在している諸矛盾の解決としての現象なのである。 がって農家の相続形態は、現象面だけを強調するだけではなく、根本的には土地問題や農家経営に関する問題とむす 的意味をもつ財産の分与をなしたいという希望を、農家自身が述べていることは、前記のわたくしの調査結果からも んにち一般に独立する二・三男や婚姻によって他出する娘にたいして可能なかぎり、なんらかの特別受益・生前贈与 れるように、農地の分割相続が現になされているという指摘。そしてこれらの実例によって主張するまでもなく、こ ことはできないだろう。そういう主張は論理的な論議であるとはいえないし、事実の認識をわい曲したものといわな させるために、 しりうるのであって、あくまでも農地の零細化・農家経営の分解を阻止したいという考え方にもとずいている。 ないことである。 あると思う。 ら旧 しかし現象面からとらえてそうした農家相続が農地の零細化の防止のためであると概括することは、 『家』意識がまったく消滅してしまったということはできないし、 『単独相続』制によって、農地の零細化を回避することができるかどうかは、大いに疑問とせざるをえ 現行の民法がとっている『均分相続』制そのものを『単独相続』制にすべきだという結論をとりだす かりにそれを認めたとしても、そのことからただちに農家相続を、こういう農家相続の現情に適応 現実に消滅しているわけではない。(9) もちろんだからといって農家の意識 大いに疑問 した

三男は教育の問題についてどう考えているのだろうか。わたくしの調査した神奈川県中井村の調査結果の例によって 説明しよう。 では農地の分割、 形態をとって、 るのだろうか。これまでの家族共同体の外にでて、二・三男はやがて新しい世帯をもたなければならないだろう。こ 教養をみにつけるため、事実上で独立資金的意味をもつ学費などという形態をとってなされている。では農家の二・ なう独立資金の供与は一般的にはなされていない。言葉の本来的意味での独立資金や、また将来の独立のための技術や これが近代的に再構成されて、 なくそれぞれの農家に適応したしかたをとって、二・三男の将来の生活を保証しようと努力はされてきた。こんにち、 ないからである。 れは農家がいままでの農業経営のもつ生活条件を確保しようとするためには、そうする以外には生活自体がなりたた とは否定できないであろう。 独相続させるというのがあっとう的である。 っている。 こんにちの農家経済を維持していくためには、 旧法時代には分家という形式をとり、こんにちでもなお農村では、そういう名称でよばれているが、そこ つぎの表はとくに適当な職業につくための手段となる教育についての希望についてのアンケー 『単独相続』からしめだされた無権利の代償とされてきた。その具体的な方法・内容は、いうまでも これまで二・三男が独立した・新らしい家族共同体をもつために、いわゆる独立資金の供与という したがって農業経営そのものの再編成がともなっていた。しかしこんにちこういう農地分割をとも それならば農家相続からしめだされる二・三男にたいしてはどういう方策がとられてい 『均分相続』の代替として、二・三男の相続抛棄や実質上のそれを強制する原因とな この事実は一つの傾向となって、 農業生産の物質的基礎となる農地の分割を阻止し、それを長男に単 農家一般の意識となっている。 ·を整理 このこ

家

O

相

続形態

1	_	
ι	_	
1		
,	L	
J	9	
	٠.	

つる見、川崎などの工業地帯をひかえているという――から独立の機会	地帯を	などの工業	浜、つる見、川崎な	小田原や平塚、茅ケ崎、横浜、	理的条件――小田原や
これはわたしのなした調査地(神奈川県中井村)の地	はわた		希望は、実に八九・七%ということになっている。	実に八九・七%と	校以上の進学希望は、
さらにいわゆる嫁入財産の分与と結びつくことになるから別に検討したい。このように高	ことに	こ結びつく	る嫁入財産の分与し	いには、さらにいわゆ	ちろん女子のばあいに
の洋裁学校などの嫁入準備のためのものである。も	裁学校	十業後の洋	のは、女子の高校卒業後	他のらんで特殊学校となっているのは、	るその他のらんで特殊
という農家がほとんどで、現に無理をしても学校にあげていることでも裏付けられた。この表であげられてい	ことで、	めげている	理をしても学校にも	とんどで、現に無	ない』という農家がほ
いても『高校位まであげなければ仕事が	査にお	した戸別調	れわれが同村でなり	る。このことはわ	ればならないからである。このことはわれわれが同村でなした戸別調査にお
就職条件として要求される最低限の教育が満されていなけ	して要	N職条件と		将来において工場労働者として独立しようとしても、	男が将来において工場
仕事をみにつけることが困難となっている事実とむすびついていると思う。二・三	ている	四難となっ	みにつけることが出		知識を身につけることなしには、
がみられるのは、とくに近年オートメイション・システムの導入にもとずく技術革新がなされているため、専問的な	とずく	導入にも	ション・システムの	、に近年オートメイ	がみられるのは、とく
ある。この表で明らかなように『高校まで』と述べたものが全体の七六・一%となっている。こうした結果	全体の	へたものが	『高校まで』と述	で明らかなように	たものである。この表
したものである。これはとくに『均分相続』制との関係を説明したうえで、一・三男と女子のある農家のみを対象とし	えで、二	明したう	続』制との関係を説	はとくに『均分相は	したものである。これ
				-	
	九 %	<u> </u>	二三 : 六%	七六・一%	七·八%
	入	無記	その他(大学・特)	高校まで	中学まで

三男や女子の側から検討してみよう。

と可能性が多いためであると思われ、この事実が全農家の二・三男に共通した考えだとは主張しない。いまこれを二・

一六 : 三%	八. 〇%	七四・七%	女
= - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	一〇.九%	七六・一%	男
どちらでもよい	受けたくない	もっと受けたい	

将来の独立、 育をうけたいという希望をつよくもっていることが解る。 いてなされているのである。 この表は中井村青年団のうちでとくに二・三男と女子について調査した結果をしめすものである。これらの解答は つまり農業以外の職業によって生計をたてることを前提として、教育そのものをどうかんがえるかにつ これによると全体のうちで男七六・一%、 女七四・七%が現在うけているより以上の教

(3) 嫁入財産の分与

がい、それに相応したつきあいをなさなければならない点に起因しているわけである。それと同時に他方では、女子 れはそれぞれの農家が村落内で占めている地位を保持していくためには、どうしても村落共同体の内部的秩序にした を構成しているものと考えられるものと比らべて、はるかに大きな割合を占めていることは周知のとうりである。こ ての飲食費・贈答費がくわえられる。しかもこの飲食費・贈答費が婚姻費用のうちで占める割合は、 立資金に対比すべきものとして一般に理解され、相続抛棄や事実上のそれを強制される要因ともなっている。 分与がある。こうした慣行は農家だけではなく、ひろく一般になされているといえるだろう。しかもこれが男子の独 般に婚姻費用というばあいには、嫁入財産だけには限られない。ことに農家のばあいには、慣習的な婚姻にさいし この二・三男の独立資金の分与とほぼ同じ意味をもっているものに、女子の婚姻にさいして実家からの嫁入財産 純粋に嫁入財産

七九五

の

相続形態

姻費用が大いに役立つという点にも由来していることである。 農家のほとんどが、 が嫁入した後において、 この慣習的な婚姻費用の支出がどんなに大きな負担となっているかを述べていた。 新らしい家族共同体の内部での嫁の地位を保持していくためには、 事実われわれの調査でもこの両者が述べられ、 この嫁入財産の多加や婚

査地のどこの農家でも、このことを訴えているのであり、 きな負担となっているかは、 の先生がなしたわずか一件だけであるということが報告されている。 いに実行されなかった。ことにこの結婚の簡素化が実際になされた実例は、公民館で会費一○○円もちよりで小学校 結婚の簡素化を、 月に実態調査した茨城県新治郡八郷町においても、 支出されるのであり、そうした意味をそれにもたせることはできないだろう。 たことを公民館長が述べていた。それにもかかわらずこの婚姻費用 いえないだろう。 これらの婚姻費用のうちで慣習的な飲食費・贈答費は、 公民館を中心として青年団が主張してきた。 つまり実質的には家産分割としての意味をもっているとはいえない。それは嫁とりのばあいにも 以上の実例だけではなく、多くの論者が実例をしめすところである。 このことは理解できた。すなわちこの町では新生活運動として 実際にこれを裏づける資料は、 われわれが問題としている生前贈与的意味をもっ しかしこれはなかなか村落共同体的強制によってよう (飲食費・贈答費)が、 しかもこれとて村落外の人々によるもので われわれが一九五六年 (昭和三一年) 七 農家における農地 いかに農家経済にとって大 事実われ われ たそれと 0) 動 調

贈与的性格をもつという前提にたったうえでのことであるのはいうまでもない。 うちから婚姻 そこでわれわれがこの嫁入財産の分与に『均分相続』の代替としての意味をもたせようとするかぎり、 に際しての飲食費・ 贈答費などを除き、 嫁入財産だけに限定する必要がある。 嫁入財産は農業生産の物質的手段で これとて嫁入財産 婚姻 が 費用の

の婚姻費用の調達を原因としてなされると考えられる事実によっても、裏づけうるのではないかと思う。

嫁入財産をどう考えているかを明らかにしておこう。 代替として、生前贈与ないし生前処分として認めることはできないだろう。いま婚姻適令期の農家の男女について、 を含んでいるとともに、嫁入財産の質的構成によるのではないだろうか。ところがこの嫁入財産にしたところが、前 婚姻前の夫婦財産契約が法律制度として認められているのに(七五六条)、この制度が導入された後、夫婦財産契約が ぐれて個人財産としての識別を可能とするようなものに限られている。このことは旧法でもまた現行法のもとでも、 あり、それゆえにいわゆる家産を構成することになる土地・家屋・農業用具・家畜などからはなりたっていない。 近代的な恩恵的な庇護・扶養意識から分与されていることが多い。だから嫁入財産の分与そのものを『均分相続』 むすばれたのは、 入財産のほとんどは、嫁入後に必要となる日常的な身のまわり品(衣類・調度品など)からなりたっている。 わずか数件にすぎなかったという実例が報告されているのをみてもわかる。これは婚姻法上の問題 つまりす 嫁

ているか』という質問事項にたいする解答を集計したものである。この表は嫁入財産そのものが、けっして『均分相 つぎの表はわたしがなした神奈川県中井村での調査資料である。これは『あなたは嫁入財産や嫁入支度をどう考え 制の代替とか・家産分割という意味での生前贈与的意味をもつものとしては、意識されていないことを推測させ

男 一 一五・〇% 一 四六・三%	一五・〇% 四六・三%
女 一八、六% 五八、六%	一八・六%
男 一七・三% 四五・八%	一七: 三%
上 () : 九% %	□ □ ・九% 五○・○% 五○・○%
	五八五八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
五 四 五〇	= -
	二 二 一 二 一 二 ·

はり前近代的な恩恵的なものとして、うけとっているのではないかと思う。 る。たとえそれがあるとしても、明確な意識をもつたものではないことだけは理解できるだろう。だから一般にはや

につうずる意識の芽生えが存在していることをしめすのではなかろうかと考えられる。 較的に高い立教大学男女学生にたいして、わたくしが一九五八年(昭和三三年)になした調査結果を対比して掲げてお い』という意見を述べている点である。これはわたしのなした他の調査結果とともに、 の表で特徴的であるのは、農村では男一七・三%、女一〇・九%、都市では男一五%、女一八・六%が『多い方がよ の事実からこんにちの青年男女は一般的にこうした考え方をとっていることを推測することができると思う。 ま問題の理解をたすけるために、これを都市のそれと比較しておきたい。そのため都市出身者による構成率の比 前記の表でみられるように、都市と農村とのあいだには、ほとんど差をみとめることができないのである。 青年層のあいだに『家産分割 ただこ

4 独立資金・嫁入財産の分与と相続抛棄との内的関連性

は日本の企業が労働力の供給源をどこにみいだしているかを考察してみるならば、 ことを強制している点とむすびついている。 かと思う。それは他の側面から現実になされている農家の相続形態を明らかならしめる手がかりともなるであろう。も とも企業経営の規模とそれの近代化の状態によって、企業の必要とする労働力の質が決定されるのはいうまでもな さて、こんにちそれのもつ意味は複雑であるが、二・三男にともかくなんらかの独立資金が分与されることは事実 これは日本資本主義のなかでもつ農業経済のへいそく性から、けっきょくは二・三男が農業外の職業につく 日本の農業経営は、多くのばあい長男が単独で承継している。このこと 一つの手がかりをえるのではない

物工業では、 での労働力は近代的な労働市場から、つまり都市のそれから求められるであろう。ところがこれに反して土建業や鋳 ら土建業や商業部門などの、比較的に高い技能を必要としない産業部門に求められるであろう。いまこれを手元にあ る資料によってしめそう。たとえば周知のように印刷部門は比較的に技術的要素を必要としている。したがってここ い。日本の農家青年の学歴と技術とは、こんにちのように技術革新が急速に進行している事態のもとでは、おのずか 農村出身者の長男、二・三男のしめている割合はつぎの表のようになっている。 (労働省婦人少年局) によると、 比較的に技能的要素を必要としないため、農村から多く求められている。資料『中小工場労働者家族の 印刷(東京都)、機械(東京都)、鋳物(川口市)のそれぞれの労働者構成のうちで、

長男・	総	長	=	Ξ	不
二三男別産				男	
				以	
業別	数	男	男	下	明
総		四 一 . 〇	==:0	二〇・五	六
数	· %	Ö	Ċ	五	六・〇
印		=		=	
	100.0%	九		五	三五
刷	%	7	O	<i>)</i> L	л.
機					
	00	Ē	三六・四	Ξ.	一.八
械	%	1110.0	四	八	八
鋳		=		=	
	00.0%	三七・三	二九三	Ö	三四四
物	0%	Ξ	Ξ	0	四

(婦人関係シリーズ 調査資料 No.13 五六ペーシ)

いちぢるしい差違がみうけられる。それは鋳物工業で長男が三〇%をしめているのにすぎないのに、二・三男は六八 この表でわかるように、 労働者のうち農家出身の比較的に少ない印刷工業部門と、農家出身の多い鋳物工業とでは、

家の相続形態

もに、 か、 は ら、これはけっして二・三男だけの問題というようなものではなく、こんにち貧農が脱農化しているという事実とと 身者のしめる比重、さらには長男と二・三男の比重すらも決定しているのである。だから比較的に技能的要素を必要 一%をしめている。 としない産業部門に、農家の二・三男は吸引されていくことになる。二・三男が農業経営からの離脱を強要されるの その他の個別的な責任によるものとはいえない。これは日本の農業が大部分の可耕地を、 農業経営が二・三男の労働力を必要としないことにもとずいている。もちろんこれは個々の農家経営のまずさと 実証されるであろう。 大地主によって独占され・しめだされているという点にもとずく経済的・政治的な問題からである。 しかも機械工業では中位の地位をしめていることがわかる。このように産業部門のもつ性格は、 しかるに印刷工業では長男は四一%に達し、二・三男は五三%となり、 両者の差異はそれほどみ 国有林や公有林 私有 だか

収奪によって、 いはずである。 本主義のうみだす必然的な現象なのであるから、両者の内的関連性の認識のうえで、 ばこれがこんにちもつ生活上の恐怖をはらいのける精神的なささえとさえなっていると思われる。これは同時に『家』 んにち法律上でまったく失われてしまい、 ったものでなければならないはずである。こんにち二・三男をとらえているこの点についての関心は、 『家』として意識されることによって、農家の頭脳のなかに再生産されていく要因をここにみい出すのである。 そのため独立資金・嫁入財産の分与と相続抛棄とは、 つねに生活上の不安と失業の危機にさらされているから、いうまでもないことである。 論理のうえでも独立すること自体がますます困難となるし、また独立した後においても、 たんに観念的な存在にすぎないはずの 『均分相続』制の視点にたつかぎり、相互に内的関連性をも 『家』が、 法律的に行動しなければならな なお扶養共同体としての つねに日本資 われわれはこ

制 それらの者の生活上の不安を基礎とする――と結びついているのではないかと考えられる。 ているわけである。そしてこのことが一般的に許容されているのは、むしろ扶養共同体という生活感情 三男や他出の女子に相続抛棄を強制させる口実とされている。つまりそれを合理化するための理由づけとして機能し とである。それにもかかわらず、 分相続』とは現在の段階において内的関連性をもったものとは意識されていないし、また事実認められないというこ われは一応の結論として、つぎのように考えてよいのではないかと思う。それは独立資金や嫁入財産の供与は、 度論 8 者の主張を展開させる根拠ともなっている。これまでの実態調査によってえた諸資料を検討してみると、 家族制度復活論をめぐる諸問題――その動向と批判――商学論集二八巻一号 これが農家相続における『単独相続』の事実上の実現という要求と結びついて、二・ 一七九ページ われ 『均

(9) 黒木三郎 家族法提要(法律文化社 一九五九年一月)一三八ペーシ

むすび

法律のうえで貫徹してきた旧民法のもとでも、 新民法のとる『均分相続』制が直接に原因となって、農地が細分化されるという主張にたいして、そういう事実はな にひとつないということである。 に考察してきた。それらの検討によって、われわれはつぎのような問題点を指摘することができる。その第一の点は わたくしは実態調査によってえた諸資料のうちから、とくに農家相続にたいする農民のもつ生活感情と意識を中心 論理的な結論をひきだすことは容易なことである。しかもこれだけでは、たんに論理のうえだけで論証される もちろんこの点は、これまで多くの論者によってなされたように『単独相続』 農地の零細化は現に進行してきたのだから、この事実をよりどころと 制

の相続形態

農

家

社会・ らないことは理解されるだろう。 ら一歩すすんで農家相続の形態は、 た。この意味で日本の農業経営は農家相続の形態として、 として末子相続や均分相続がなされてきた事実を論証のうらづけとする。 にすぎないことになる。そこで、これまでの『単独相続』制のもとでも、 経済的諸条件 ――農家経営の規模と現況 だから『家』制度論者は、この点について答えなければならない。 法律によって規定されるまえに、むしろ農家経営そのものの現実におかれている ――とによって、確定されるのではないかとする仮説の設定を可能 かならず『単独相続』 諸家の紹介はこの意味をもってなされてき 特定の地方(たとえば東北など) 制をみちびきだすということには わたしはそこか では、慣行 な

で農家経営そのものがうけている収奪、 経営の内部に引き起されている農地零細化の根本原因を、 いう点を指摘する。 れないだろう。 第二にこの仮説の展開としてつぎの点を指摘する。それはわれわれがすでに論証してきたように、こんにちの農業 こうした農家経営のもつ社会・経済的諸条件をうちこわさないかぎり、 とくに独占資本の最大限利潤の獲得という社会・経済的諸条件にもとずくと 日本資本主義そのものから理解する。 農家相続の問題は解決さ 日本資本主義のもと

者階級とむすびつくことをたちきり、 しつつあった政治的諸変化をくいとめようとした。そのために農民の幻想からうまれでる生活感情を利用して、 と農業経営の維持とのあいだの矛盾を、どのように実際的に解決したらよいかという点である。敗戦後の農地政 って自作農が創出されると、政治権力はこの自作農のしめている小生産者としての地位を利用して、とう時急激に変化 第三に、つぎの点を指摘する。それはこれらの一般的課題の解決とともに、現実に存在している農家の 政治権力にたいする支持を獲得しようとした。ことに上層農家をつかみ、それ 『均分相続』

戦直後のこん乱を克服して、 のもつ村落共同体内部における政治的指導力を利用した。そのため独占資本が対米従属をいっそう深め、 その基礎をしだいに強化してくるとともに、 新農地法 (昭和二七年法二二九号) いわゆる敗 をはじめ

新地主勢力の復活・強化にのりだした。この上層農家の農業経営における優位性

の確保と

連の土地立法を制定し、

内部 相 からの援助として意味をもたせている。これが『単独相続』制の復活の要求となってあらわれた理由である。 味しているのであるから 情にりったえる必要が 的矛盾に転化するという社会的役割をもっている。 制は独占資本の収奪の強化によって生じた農業生産力の低下と、 精神的な面においても、 ある。 これは観念的な『家』 を農業経営の維持という農民の一般的感情によってすりかえることによって、 政治勢力につなぎとめておくことが必要であった。そのためには、 制度· そしてさらにそれを二・三男や娘の犠牲によって、 ―上層農家にとっては村落共同体でしめる家柄 農業経営の破壊という社会的矛盾を、 農家の生活感 農業経営 他 地 農家 単 ゟ 位 側 を意 独 0) 面

を最低限の水準に維持させるというメカニズムとして役立つのである。

けである。 割合についてである。 新民法のとっている『均分相続』 治権力・それの支柱となっている巨大独占資本の新らたな要求をみたす法律的手段であることを指摘せざるをえな、 吟味してみなければならないのである。 や脱農化しつつある貪農層農家にとっては、 このように たがって、 『単独相続』 そこでは個人主義的法理念にもとずいて、 それは家産の現にもっている価値上の均分であって、 は二重の意味にお 制は、 家産にたいする現物的分割ではない。 われわれはそれがこんにちの資本主義の全般的危機を背景として、 い 『単独相続』 て、 政治的内容をもっている。 制復活論が、 相続権についての平等性を実現しようとしているだ どういう政治的立場と意味をもっているかを、 それはあくまでも相続 だからこんにち貪農化しつつある中 般に理解され、 誤解されているよう 上の権利 日本 0 0 政

農家

の

相続形

農家

八〇四

相続からしめだされた農家の相続形態がとられるならば、独占資本の最大限利潤の実現の道具と化し、自己の意思を 制することを可能にするためである。それは同時にこんにちの政治権力が強引につきすすんでいる安保条約の改悪と、 他の財産を相続するなど、その一例となるであろう。 のりこえて、そうした役割を具体的にはたすことになってしまうだろう。 それにもとずいて義務づけられる再軍備のための傭兵化のぼう六な供給源を確保できる点にある。もしも二・三男が いにあっても、 られた二・三男が、土地からも職からもみはなされて、独占資本主義のもとでの低賃金にしばりつけられることを強 の農家経営の具体的事情に応じてなせばよい。たとえば長男が農地その他の農業資産を相続し、二・三男は金銭その に、それがけっして現物上の均分を意味するものではない(民法九○六条)。そのため農家相続について均分というばあ かならず農地を均分して分割しなければならないというのではない。実際の分割にあたっては、個 『単独相続』制復活論の真の企図は、権利から相続をうばいと われわれはこうした事実を直視してみる必

要があると思う。